

山梨県議会ハラスメント苦情相談処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山梨県議会ハラスメントの防止等に関する規程に規定する苦情相談（以下「苦情相談」という。）の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(ハラスメント相談窓口の設置)

第2条 ハラスメント相談窓口は、議会事務局総務課に置く。

(苦情相談の方法)

第3条 苦情相談の方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 電話を用いる方法

(2) 電子メール又はファクシミリ装置を用いる方法

(苦情相談の受付時間)

第4条 苦情相談の受付時間は、次の各号に掲げる方法の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 前条第1号に掲げる方法 午前10時から午後7時まで

(2) 前条第2号に掲げる方法 終日

(相談業務を行わない日)

第5条 苦情相談（第3条第1号に掲げる方法によるものに限る。）に応ずる業務は、次に掲げる日には行わない。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(4) 特別の理由により苦情相談を受け付けることができない日として議長が定める日

2 前項第4号の場合においては、議長は、その旨をあらかじめ県議会ホームページに掲載する。

(費用)

第6条 苦情相談は、無料とする。ただし、苦情相談に伴う通話料、通信費その他の実費は、苦情相談を行う者の負担とする。

(苦情相談を行うことができる者)

第7条 苦情相談は、他の議員からハラスメントを受けたとする議員本人が行うものとする。ただし、議長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、議長又は議長及び副議長が議員からハラスメントを受けたとする者又は議員に対してハラスメントをしたとされる者である場合について準用する。

(苦情相談の対象とならない場合)

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、苦情相談には応じない。

- (1) 当該ハラスメントに起因する問題が裁判機関による紛争の解決のための手続に係属しているとき。
- (2) 当該ハラスメントに起因する問題に関する前号の手続による判断が確定しているとき。

(業務の委託)

第9条 議長は、苦情相談の処理に関する業務のうち受付、調査その他の業務を、ハラスメントに起因する問題への対応に関する専門的な知識又は経験を有する者に委託することができる。

2 前項の場合においては、議長は、受託者がその業務に関して知り得た情報を適切に管理し、及び秘密を保持するために必要な措置を講じるものとする。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、苦情相談の処理に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。